

第三十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十四号

昭和三十六年四月十八日(火曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 濱田 幸雄君
理事金子 岩三君 理事田中 榮一君
理事丹羽喬四郎君 理事吉田 重延君
理事太田 一夫君 理事川村 継義君
理事阪上 安太郎君

宇野 宗佑君 小澤 太郎君
大澤 雄一君 龜岡 高夫君
久保田四次君 前田 義雄君
安宅 常彦君 佐野 憲治君
二宮 武夫君 松井 誠君
山口 鶴男君 門司 亮君

出席國務大臣

自治 大臣 安井 謙君

出席政府委員

大蔵事務官 西原 直康君
自治政務次官 渡海元三郎君
自治事務官 藤井 貞夫君
自治局局長 奥野 誠亮君
自治局局長 奥野 誠亮君

委員外の出席者

大蔵事務官 高柳 忠夫君
(主計官)
大蔵事務官 龜德 正之君
大蔵事務官 櫻井 芳雄君
自治事務官 松島 五郎君
自治局局長 佐々木 喜久治君

自治事務官 茨木 広君
財政局財政再建課長 岡地與四松君

四月十八日

委員龜岡高夫君辞任につき、その補欠として内藤隆君が議長の指名で委員に選任された。

委員内藤隆君辞任につき、その補欠として龜岡高夫君が議長の指名で委員に選任された。

四月十七日

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八五号)(予)

地方公務員の退職年金制度に関する請願(石山權作君紹介)(第二五八号)

長野県軽井沢町に国際親善交歓センター設置の起債に関する請願(原茂君紹介)(第二五八号)

同(増田甲子七君紹介)(第二六六八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案(内閣提出第一三三七号)

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

地方財政法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五八号)

○濱田委員長 これより会議を開きます。

参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、ただいま審議中の地方税法の一部を改正する法律案について参考人より意見を聴取することとし、参考人の人選、意見を聴取する日時等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○濱田委員長 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案並びに地方財政法の一部を改正する法律案、以上の三案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。川村誠義君。

○川村(総)委員 私は、地方財政法の一部を改正する法律案に関係をしてお尋ねをしたいと思っております。

この前の委員会では、この地方財政法の一部を改正する法律案が、大蔵委員会に提出されております大阪港及び堺港のあの外債の問題について関係があると思われましたので、実はそういう問題についてよくわかりませんので、

お聞きをしたわけでありまして、ちょっとお尋ねしておるのが中途半端になりましたので、きょうはしばらく時間をいただいで、残りの二、三点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

この前の委員会で大蔵省に資料を求めておきました。きょう資料を出していただきました。それをちょっと見たのであります。私が聞きたいと思っております重点は、大阪、堺港、こういふところで外債による地方債を起すところとしておる。そういうような地方債を認めることが一体いかに悪い点かという点が非常に心にかかっておりますから、実はお聞きをされているわけでありまして。

そこで、まず大蔵省にお聞きいたしますけれども、この大阪、堺の外債地方債証券の特別措置については、この前大体内容については承ったのであります。この前の理財局長のお話によりますと、まあマルクはだんだん下がりますと、大阪、堺が起すところとしておる外債についても、大体六分程度でいけるんじゃないかというようにお話を聞いたわけがあります。ところが、この辺ももう少しわれわれが納得するように御説明していただきたいと思っております。今マルクは、日本円で八十五円七十二銭であったかと思っております。ところが、数日前の新聞か何かの報道によりますと、ドイツのマルクが切り上げられるというようにお聞きしております。その切り上げられた場合、一体幾らになるかよく存じませんが、

が、私の方では九十円余りに上がるのではないかと、きょうは中絶半端になりました。第一に、ドイツは幾らぐらいに今度マルクが切り上げられたのか、切り上げようとしておるのか。第二に、このマルクが切り上げられた場合に与える影響というものはどうなってくるのか。第三点は、そういう場合に、この地方債を外債で求めるというよりなことが、将来何か大きな影響というものが生ずるかどうか。その辺のところをちょっと御説明願いたいと思っております。

○西原政府委員 西独におきましては、ただいまお尋ねがございましたように、去る三月六日に、すでに約五%、マルクの切り上げを実行いたしました。これは米国のいわゆるドル防衛政策というものの協力いたしまして、国際収支の均衡と国内の景気加熱抑制というこの二つの目的を達成するために行なったものでございます。レートの関係で申し上げますと、今お話がございましたように、対円のレートは一マルク八十五円七十二銭でございます。これを大体九十円に切り上げたわけでございます。お話をいたしましたように、マルクの切り上げとかという問題は非常に注意をしなければならぬ問題でございます。今後一体マルクの再切り上げがあるかどうかという点については、西独政府の経済関係の当局では再引き上げは行なわないということを言明しておりますので、その懸念はないと思っております。

これがもしマルクの再切り上げが行なわれれば、本件の外債発行前にそれがあれば、ドイツのマルク債から受け取る円価額は、予定されたものよりもふえるというだけのことになり、特に問題ございませぬけれども、外債発行後に行なわれるということになると、やはり元本償還のために外債発行によって調達した円価額を上回る円価額を利払いのために予定しなければならぬということになりますので、今お話しのように、そういう点が外債に及ぼす影響としては、一番注意しなければならぬ点でございします。従いまして、マルクの再切り上げという懸念はないと思ひますし、先般参りましたドイツ銀行のアプス頭取も、そういう懸念はないのだということも言明しておられます。今後私どもとしてもマルクの動向は十分注意いたしまして、マルク債の発行の時期を調整していきたいというふうに考えております。

○川村(總)委員 専門家の見方としては、やはりいろいろ意見があると思ひます。皆さん方はこれをどう見ておられるか存じませんが、もちろんドイツの人たちは再び切り上げるといふことはないと言っておる。しかしこれはやはりアメリカのドルとの関係、世界の金融の動き、そういうことによつては初めからないと保証するものは私はないのじやないか。あるとすると、やはり外債が発行された後に、どうなるかといふことを考えますと、どんなことにはならない。そういう点から一つは心配が出てくるわけでありまして、それはそれとして、こういうような多

額の金でありますから、日本の国内にこの調達資金が豊富にないということにはわれわれもわかりません。外国からこういう金を持つてくるということはそれだけ助かるというふうな考え方も成り立つと思ひますけれども、国なりあるいは電源開発等の関係のものが仕事をやるという関係でやるならわかります。しかし、大阪のそういう工場敷地の造成をしたり、港湾の修築をしたり、こういう事業計画を進める上において相当の資金が要するということはわかりますけれども、どうして外債に仰がなければならぬのであろうか、一体日本にはそういう金の出しどころはないのだからかと思はれてならぬのです。やはりこれはどうして外国の金を持つてきて大阪や堺がやらなければ、日本の国内には全然そういう手だて、見通しというものはないのでございしますか。大蔵省が何か思ひ切つて、こういうような資金の手当をすれば、できないこともないのじやありませんか、どうでしょう。

○西原政府委員 この大阪港と堺港の借款は、全体といたしまして千百四十億という非常に大きな金額の要るものでございします。そのうちいろいろなものについては、いろいろな関係での資金手当のできる面もございしますけれども、やはり相当巨額のものには外部資金の調達に仰がなければならぬ。一応この計画を立てられておられますが、その総合計画によりまして、約三百六十億圓に相当するものは外部からの借入金によらなければならぬ、こういうことになっております。これだけの資金の調達というのをまとめてやる、しかもそれを相当早くに完成する。またそ

の方がいい性格のものでございしますので、そういう場合には、どうしてもこのように所要資金を外債によつて調達するといふことが一番手つとり早いと思ひますか、それ以外にどうもとまづ資金を調達するといふことは非常にむずかしいわけでありまして、そういうやうなことで、外債で所要資金を調達するといふ計画になったものと思ひます。

○川村(總)委員 けさはどういたした資料で、いろいろこれまで政府の方で地方債や社債を承継をして始末をした資料等も見せてもらつたわけでありまして、それらについて一々こまかにお聞きするの必要はないと思ひますが、東京都の公債債につきましたも、大抵の始末がこれに書いてありますのでよくわかつたわけでありまして、ただ、大蔵省から出ておりました外債の処理の資料の中に、東京市の公債公債訴訟問題が昭和十四年に最終的協定を締結したということが書いてあります。ところが、また同じような資料によりまして、たくさん外債を国が承継をして始末をしておりますけれども、その中には全然そのような始末ができていなくて未償還になつておる金額もあるやうであります。その中には、米貨もあれば英貨もあれば仏貨もある。こういう資料を私に見ているわけでありまして、その中の先ほど申し上げました東京市公債訴訟問題が昭和十四年に最終的協定を締結したと書いてあります。その事情については省略すると述べておきます。その事情については省略するといふその辺の事情が、この今日いただいた資料に解説してあるような内容になつてきて

いるのでございしますか。

○西原政府委員 一応、ただいまお話しのごさいます東京市の公債公債につきましたは、昭和十四年に和協が成立したわけでありまして、第二次世界大戦のために、昭和十五年九月一日のこの和協協定書の実施が不可能になりました。そして終戦後、平和条約の発効まで履行不能のままの状態が続いたものであります。そういうやうなことで、やはり問題がございまして、昨年の四月に、世界銀行の總裁のブラックさんに結局調停をお願いいたしました。この調停の線に沿ひまして、最近日仏両当局間で和協が成立したわけでありまして、

○川村(總)委員 余分なことを聞くよりですけれども、この東京のフランス債は政府保証はなかつたのでございしますか。

○西原政府委員 この東京の公債債につきましたは、政府保証はございしません。

○川村(總)委員 奥野財政局長にちよつとお聞きしておきたいと思ひますが、大阪や堺のこういう外債による地方債を起すことについては、自治省としてはどういふ見解を持っておられるのか、大蔵省の理財局長のお話のように、大きな資金調達のことであるからやむを得ない、われわれも歓迎するといふやうな見解なのか、あるいは将来大きな問題が派生した場合のことを考えると、なかなかそうやすやすとこういう措置を認めるわけにいかないといふことになるのか、御見解を一つ聞かせていただきたいと思います。それによつて財政法の一部改正を出しておら

れるから、おそろく賛成の考え方を出示しておられると思ひますけれども、これはやはりその場の立場でなくて、将来の問題等を考へて御意見を聞かしてもらいたいと思ひます。

○奥野政府委員 地方団体といたしまして、できるだけ有利な条件で資金を確保したいといふ考え方が一つございします。それと一つは、事業の進捗度に見合ふやうに資金を確保していきたいといふ考え方があつたわけでございします。二つながら満たすために外債によるのが適当だ、こういうふうに考へられます場合には、積極的に外債で資金を確保するといふことがよいのではなからうかというふうに考へておるわけでございします。

○川村(總)委員 これは地方財政法でこうして認めていく、地方財政法の改正には外債債なんといふことは書いてないけれども、今度は国内のことを考へると、必ずしも外債債でなくとも、地方団体が幾つかで寄り集まつて起債を起すといふやうなことが生ずるおそれはありませんか。というものは、非常に力の弱いところにあなたたちの方では起債を制限しておる。なるだけ将来負担にならないやうに起債を押さへようといふやうな起債ができないで、どこか力の強いところと一緒に起債を起すといふやうなことが生ずるおそれがあるのか、その点はいかがですか。

○奥野政府委員 お話しのように、信用力の乏しい団体が信用力の強い団体の力を得まして有利に地方債を発行できるという場合には、その道を選ばざるべきではないかというふうに考へて

おるわけでございます。具体的に申し上げますと、たとえば茨城県と勝田市が一部事務組合を作つて、あるいは栃木県と宇都宮市が一部事務組合を作つて、そして土地開発の仕事をやつておるわけでございます。その場合に、交付公債で土地の買収をしていきます場合に、勝田市とか宇都宮市とかいう名前前で地方債を発行する、あるいは一部事務組合の名前で地方債を発行する、それよりも栃木県なり茨城県なりが加わりまして、栃木県と宇都宮市あるいは茨城県と勝田市というよりな連名の交付公債でありました場合には、それだけ信用力も大きいわけでございますので、土地の提供を得たいと思ひます場合にその仕事は円滑にいくのじやなかろうか、こういうふうに存じておるわけでございます。今回の地方財政法の改正は、直接的にはこの外債の問題から起こつたわけでございますけれども、あわせてそういう問題の解決にも資するわけでございますので、積極的に地方財政法を改正したい、かように考えておるわけでございます。

○川村(總)委員 それでは、今の地方団体が二つなり三つなり合せてやるというところは、積極的に認めていこうという方針でございますね。

○奥野政府委員 そういうふうに考えています。

○川村(總)委員 ということは、甲の地方団体は地方債をあまり大きくしよ、い込むと財政運営上非常に困る。しかし、お隣の地方団体は力があるから、一緒にやつて共同の責任でその償還等も見えていくことになるれば、それだけいいのじやないか、こういう考え方に立つておられるわけですね。

○奥野政府委員 起債の形といたしましては、それぞれの団体にそれぞれの部分を許可するわけでございまして、共同発行の場合にはお互いに債務を保証し合ひ、こういう形になるのではないかと、かように考えておるわけでございませう。いずれにいたしましても、できるだけ有利な条件で資金を確保できるよりにはすべきではないだろうか、こういうような考え方に立つておるわけでございまして、共同発行の方が有利な条件で資金確保ができますならば、それはそういう方法を選んでよろしいのではないだろうか、かように考えておるわけでございませう。

○川村(總)委員 その方針は、この後そういう形をとつていくことにあなたたちの方は指導なさろうという考え方でございませう。それは、そういうような起債の事例に即してやはり検討を加えていつて、無制限に——無制限という言葉は語弊がありますけれども、起債の許可についてはそういう方向が望ましい、そういう方針を立てておられるわけであります。

○奥野政府委員 多くの仕事を進めていきます場合に、単一の地方団体で行ないますよりも、むしろ広域的に処理した方が効率的に運べるという問題が大きくなつてきておるのであります。あるいはいろいろな行政、あるいは公営企業、いろいろなものを広域処理の方で処理をしていく、こういう方式は積極的に進めていきたいと考えております。その場合の資金確保は、別にあって共同発行を勧めるという考え方はございませう。ただ共同発行の方式をとつた場合に、資金がより有利に確保

できるのだ、そういう場合にはその方がもちろんけっこうなことだ、かように考えておるわけであります。

○川村(總)委員 大阪、堺でこのような外債地方債が認められるということになりますと、同様なことがほかの地域に起こるといふ可能性はありませんか、あります。

○奥野政府委員 外債で資金を確保したいというより希望の出でくる団体はあると考えております。また有利に資金を大量に確保できるといふような目途がついて参りますならば、私たちがとしてはそういう方向に協力したいという気持を持つておるわけでございませう。

○川村(總)委員 理財局長、この前大蔵大臣は、外債のことだからその簡単にいけるものではないというふうな発言がありました、あなたの方でも、今、自治省の財政局長が言つておられるように、大阪、堺と同じように、他の地域でもこういう外債の地方債を起したいということがあり得るだろうというふうにお考えでございませうか。またその場合には、これはやはり認めてやらなければいかぬというふうに考えておられるのか、これをちよつと聞かしていただきたい。

○西原政府委員 今度の大阪府、市の外債がどういふふうに進むかという結果によりましては、ただいま奥野さんから御説明がございましたように、他の地方公共団体でも、あるいは外債を起きたいというふうなことを考えられる向きもあるのではないかと、いふに想像されるわけであります。その場合には、やはり発行の目的と事業が一時時宜を得た適切なものかどうか、

そういうような点をよく検討いたしまして、私の方としては具体的なケースについて考えるということにいたしましたと思ひます。

○川村(總)委員 大阪、堺に一応こういう形で認められておるならば、たとえば東京とか千葉、こういうところの団体が同じような申し出をしたときに、あなたの方から断れるというわけにいかないと思ひます。特に東京、千葉にかけてはものすごい工場敷地の造成、そのほか各般の事業が進められる状況にありますから、おそらく許可しなければならぬだろうとわれわれとしても思ひます。ところが、そういうときに、政府保証というものが重なつていく。これが何年かいったときにどういふふうな移り変わりがあるかわからない。そういうことなど考えると、地方団体がはたしてそれにたえ得るかどうか。もちろん政府の保証があつても、そういう点など懸念するわけですから、もうそれは、あまり十五年、二十年先のことを気に病んでもしょうがないかもしれません。そういう団体から申し出があつたときには、大蔵省としても同様の措置をとつていきたい、こう考えておられるとわれわれは認識しておいてよろしうございませうね。

○西原政府委員 他の地方公共団体からも、お話のように、具体的な計画というものがあつては出てくる場合もあるというふうな考えられますが、その場合、具体的に政府保証を行なうかどうかというふうなことにつきましては、発行目的である事業が適切なものかどうか、あるいは政府保証が、その外債の消化の促進または発行条件をよ

り有利にするというよりなことに役立つのかどうか、外債自身が合理的な条件で発行し得る可能性のあるかどうかという点も十分研究いたしまして、具体的なケースについて考え方なり方針をきめていくようにいたしたいというふうな考えております。

○川村(總)委員 それじや最後に奥野局長に聞いておきますが、大阪及び堺港の事業計画についてここに資料をいただいておりますが、総額一千百四十億円、その中で外債によるものが三百五十八億円。これをちよつと読んだだけではびんときませんが、この中でい

○奥野政府委員 外債に相当する額でございませう。

○川村(總)委員 やはり三百五十八億です。実はこういう外債債の問題や、あるいは今後社会の金融事情というものがどのように変化していくか、私のような者にはよくわかりませんが、今の度の財政法の一部改正によつて、日本の国の資金が十分投入できないというただ単なる理由でこういう形を数多く認めていくということについては、よほど気をつけなければならぬのじやないかと、われわれは思はれて仕方ありません。そういう点はやはり自治省は、ただ大蔵省の方から、こういうものをやるから財政法を改正しろと言われたような印象を受けるような形で簡単にこういうものに対処しないように、一つ十分なる研究を私はお願いを申し上げたいと思ひます。われわれが大蔵委員会等でも少しこういう点を専門的に研究して参りますと、もつとも問題はあつたと思ひます。

が、われわれは地方財政という観点から一言お聞きしておきたい、こういうことでお尋ねをいたしたわけであります。

○濱田委員長 安宅常彦君。

○安宅委員 私はいきよ、地方交付税法の改正の問題を中心に、非常にこまかくなるようなところまでいろいろ問題が提起されるかもしれませんが、ぜひお聞きをしたい、こういうことがありますので、各関係の皆さんに御質問をしたいと思います。

まず第一番目に、私がどうしても納得がいけないのは、この地方交付税法の改正案というものは、あっさりしたものに書いてありますが、その内容を説くと、いろいろ歴史的な過程から見てみますと、どうも地方自治の独立性と申しますか、それが強調をされておるのが交付税法の第一条に明確に書いてあるにもかかわらず、本来国の事務に属しないものを処理するこの地方自治体の性格というものを国の隷屬下に置いてしまつて、地方交付税そのものが地方団体の独立性を強化しない方向にいつておるのではないか。逆に言えば、この交付税の精神というものは、地方団体の独立性を強化することを目的としておるものでありますから、本来はここにすべてを集中していくのが自治省の方針であらねばならないと思つております。現在はいくうふりになつてゐると私は考へるのですが、この点は間違つてゐるのでしょうか、どうでしょうか、大臣に伺ひます。

○安井国務大臣 今お話の御懸念の通りに、いわゆる大蔵省が支配権を確立されるために、あるいはそういう示唆

によつて、何か都合のいいように直すという趣旨ではないのでございまして、やはりこの趣旨については、あくまでも地方財政の財源を確立するという趣旨から技術的な点について改正をいたそう、こういうつもりでござい

○安宅委員 技術的な問題で苦勞してゐるというお話であります、私は基本的な問題を聞いておるのであります。では聞きますけれども、こういう問題で地方団体の独立性を強調されないような方向について、これじゃいかぬというので、特にあなたなんかは、この交付税法の改正その他の問題でも、大蔵省と相当激論をしたといふことをあなた自身が言つてゐるのですから、そういうことをやつたのじゃないか。それでこの間、たとえば大蔵大臣がこの委員会に出席をした。そのときに、自治省の皆さんは、ここにこしなから、大蔵省やられてゐるなどという顔をしないで、結局皆さんがこうしなければならぬ、こうあらねばならぬといふ要求が大蔵省から認められないままになつて、非常に苦しい状態に自治省はあるのではないか。つまり独立性を強化するためには、つまずき独立性を強化するたにがなつたけれども、そこまではいかなかつたが、結局地方自治体の行政水準が強化されていくといふ方針を全部果たせるような地方交付税の配分の方向にきてゐるといふ確信があるのですか。

○安井国務大臣 大蔵省は、各省の予算を査定もいたし、また全体の財源上各地方の要求を全部が全部のみにすることができないのは御承知の通り

であります。そういう意味におきまして、自治省といへども、大蔵省の主張あるいは自治省の主張の間に、予算編成の過程においていろいろな論争や議論があるのは、これは自治省に限らぬわけでありませう。しかしそのために、自治省が今非常に不満でどうにもならなかつたといふふうな結論になつてゐるとは私も思つておりません。

○安宅委員 大蔵省のことばかり申し上げますと、大臣が氣をよくするといけませんから……。たとえば都道府県知事が独自の政策というか、行政を行なえる分野は逐年減つてきてゐる。特に再建団体なんかひどいものです。あなたの方でにらみをきかされて、締めつけられたり、交付税にはいやくも条件をつけたり、使途を制限したりしてはいけぬといふことは明確になつてゐるのに、はつきりいふ言ひでないかもしれませんが、あなたの方の聞かなければ地方自治団体は運営できないような性格になつてゐる。交付税そのものがそういう性格になつてゐるというのをあなたに氣がついておらぬでせう。

○安井国務大臣 再建団体につきましては、御承知のようにこれは数年来非常に赤字団体もございまして、自治体自体の力でこの赤字を克服するよりは、国がそれぞれ必要な限度に応援をいたしましてやつた方が、より早く赤字の状態から抜け切れるといふようなこともありまして、いろいろ有効な助言や指導をいたしておることは事実でございますが、それはあくまで地方団体の健全な発達のためにその線に沿つてやつておるものであると私も

は確信をいたしております。また交付税の配分等につきましても、これは今の基準財政需要額と収入額との間の格差をいかにして埋めていくか、これは各団体に公平にして最も有効に埋めていくというためには、何と申しまして自治省自体が一応この算定の基準を作る。また最も合理的な算定の基準を作つて、それによつて配分するといふことでなければ、つまみで配分するといふわけには参りませんので、そういうことでもろん十分な基準の検討はいたしております。そのために地方の自治権を侵害するとか、あるいはそれをつ縛つて中央の思ひ通りに引きずり回すといふような意図は毛頭持つておらぬつもりでございませう。

○安宅委員 特にこの改正案なんか見ますと、ただいま川村さんの方から地價の話も出ておりましたが、地財法の改正なんか、そつちのからめ手からの締めつけなどあわせて、赤字団体には事業債を認めないとかいろいろなことを考へておられるようであります。あなたが今応援と言つたけれども、これは応援ではなくて、いい言葉で言えば叱咤勸励と申しますか、悪い言葉で言えばお前らそれじゃいかぬぞといふような、そういう気合いかけることばかりで、応援じゃないと思ふのです。そういうふうにして萎縮をさせていくような方向に進めるのじゃないですか、この改正案を。簡単にやうであります、たとえば帳簿を備へつけるとか、そういうところまで義務をどんどん強制しておることだけを改正して、そして地方自治といふものが非常に凋達に伸び伸びとやれるといふ方向を旨とする改正じゃない。その証

拠には、たとえば交付税率をそのままにして、自然増収があるからその辺でやつていかれるような仕組みをあなたの方では考へておつたりして、決して交付税そのものをふやしてゐるのじゃない。そういうことならば、交付税率は上げてもらわぬで、そして何か若干の、これはいいだらうあれはいいだらうといふような技術的な問題で問題を処理しようとする。そういう考え方がある限りは、地方財政をますます動きにくくしていつて、たとえば基準財政需要額の単位費用の問題なんかの改正をこのたびした、そのあとといへども運営ができないような程度のものでないことを、知事会あるいは県あたりへ行つてみますと、県知事あたりがこぼしておる。これが県知事のこぼすたつた一つの話題みたいになつてゐるほど県知事はこぼしてゐるじゃありませんか。それは知事会あたりやなんかで、あなたはしつちゅうりうりうことを言われてゐるのじゃないですか、その点をお聞きします。

○安井国務大臣 地方自治体から受ける感じといたしましては、個々の問題について、あるいは自分たちの思ひやうにいかない場合もあろうかと思ひます。そういう点についていろいろ意見や不平もあるいは出るかもしれませんが、全体といたしましては、私ども今この財政配分の問題あるいは財政的な協力関係におきまして、そう非常に大きなみぞができておるとか、非常に不平を持たれてやりにくくなつておるといふような面は、今のところそれはないといふふうに確信をいたしております。ただ、これやはり出す方と受ける方との関係でございまして、非

常に数多くの地方団体があることでございまして、あるいは十分な配慮が行き届かぬ、部分的には事務的にあるいは若干の点に過ぎない問題が時には起こらないという保証はないと思ひます。そういう点につきましても、またいろいろと御指摘等も十分尊重いたしまして、今後もそういう結果は正をしていきたいと考えております。

○安宅委員 それで交付税率をそのまゝにして、いろいろな不利益を方をする、技術的なやり方をその前に、基本的にそういう問題で大きく、地方自治というものが非常に苦しい状態ですから、税率を大幅に増していくとか、そういうことをやるべき段階に来ているのじゃないかという、そういう気が私にはするものでありますが、大臣はどういうお考えでありますか。

○安井国務大臣 その点につきましては、これは受ける方ですから多いに越したことはございせんし、われわれも多に越したことはないと思ひますが、やはり国の全体の財政の状況に対する地方財政の地位、今日の比率というふうなものから見ました場合に、この交付税率の総額の金額あるいは地方税の増額状況というふうなものから、この三十六年度において交付税率そのものを改定しなければならぬというふうには、私当初から考えていなかったわけ、この交付税率の改正をめぐって大蔵省と意見が合わないで、自治省が特に引き下がったというふうな経過はないわけでありまして、

○安宅委員 そういふようにおっしゃるのですから、まあそれでいいことになるのでしょ、今度は具体的に聞

いていきますが、えらいこまかくなりますので担当の方でけっこうですけれども、財政局長はどこかへ行ったのでしょ。

○濱田委員長 今ちょっと参議院の方へ行きました、財政課長がおりますから……。

○安宅委員 私は山形の人間ですから、たとえば雪というものを連想する場合は、スキーなど連想しないわけですが、雪といふたら冬將軍といひますか、えらい冷感むさんな、そういう暗い面をすぐ連想するのでありますが、こういう雪害なら雪害という問題に對して、基準財政需要額をきめるにしても、単位費用が実情に合っているかどうかというふうな問題を、近ごろ特に考えるようになってきておるのであります、そういう実情、たとえば積雪の補正などが実情に合うようになっておるといふ考え、このたびの測定の問題とか単価の問題なんかをいろいろおきめ願つておるのでしょ、その点どういふ御見解でしうか。課長からお願ひします。

○松島説明員 積雪補正の点につきましては、現在交付税の上ではまず除雪に要します経費を見っております。それから建物の雪囲いに要します経費、それから雪がたふさん降りますと、どうかから雪が暗いという状態が続くことが考えられますので、電灯料がよいにかかるといふ関係の経費、それから雪が降りますことによつて建物のいたみ方が大きい、従つて建物の耐用年数が短くなるというところによる補正というものを中心にして考えているのでございまして、なおそのほかに、道路につきましては、道路だけに別に除雪に要し

ます経費等も考慮しております。こういうふうな経費を積算をいたしましたし、一方農林省の農業総合研究所でございまして、積雪地方支所、これは山形県の新庄にあつたところであります、これで全国的に調査をしており、積雪量をとりまして、一年間の積雪と期間を総合いたしました点雪を出しまして、それを級地ごとに区分をいたしまして、今申し上げましたような経費について、それぞれ級地ごとに標準的な経費を算定いたしておるのでござい

ます。これで間に合つかうか間に合わないかというお尋ねでございしますが、これはずつと従来も続けてきたところでございまして、本年度の雪の害が非常に大きくありました関係上、今年になりましてから十分でないとか不十分だとかいふいろいろな御意見も私も聞いておりましたが、今まではこの点について特別地方団体の側から適切でないという御意見はなかつたわけでございます。しかし、今年度は異常な降雪等の事情もありまして、いろいろ御意見もございまして、この際実態に合

わせてもう一度再検討いたしたいというところで、ただいま調査中でございます。

○安宅委員 特別にそういう意見はなかつたという話であります、あなた

が今申された農林省の総合雪害調査所ですね。これは昭和の初めに、これは大へんなことだといふので作られたものなんです。ところが去年これは廃止になってしまいました。あなたの方です、私どもの調査によりまして、

うと、昭和二十四年からですか、二

十八年までの間の統計をとつて、それを基礎にして、ただいまあなたが申されたような計数を立てておられるよう

であります、ほんとうはそういう統計といふものは、四年間ぐらいのもの

でなくて、たとえば寒冷地なんかの場合には、いろいろ寒冷地手当などをきめる場合においては、もう開設以来の統計を大体基礎にしておるんですよ。それと同じようなことにしなければ、統計といふものは、ピク・アップ方式にたつた四年間ぐらいのも、これが実情に合うか合わないかは、あなた方は専門家だからかえつて詳しいんじゃないかと思ひますが、最近の計数をとるなり、あるいはずつと昔からの積雪の計数をとるなり、そういうことを考へてはいないかというのを聞きたいわけ

です。もう一つは、意見がなかつたという話に關連をして申し上げますが、やはり雪の少ないところというものは、たまたま降るとびつくりしちゃう。雪というものはびつくりするほどの被害があるんです。年がら年じゅう雪の降つているところは、もう先祖代々からびつくりしなくなつちやつて意見が出てこない。そういう雪害というものは、おそろしきといふものは、雪の降つているところの人は、こんなものであらうといふふうな考えはおる。雪の降らないところの人は、知らない。そしてちやうど雪の降らないところと降らないところの中間ぐらいのところはいきなり降ると、これはえらいことだし、これはえらいことだし、これは信越あたり

にいきなり降つたために、これはえらいことだといふふうに願ひだ。私はそういう現象だと思ひます。だから

雪害といふものは、たとえばあなたが今計算の根拠をいろいろ述べられるときに申されたほかに、建物の耐用年数が云々と言われましたが、逆に言

え、耐用年数といふものを考へて農業をやっている人ならば、住居のほかに農産物を保存しておく小屋を別に建てなきゃならない。これは暖かい国にはないことです。しかもがんにようなものを作らなければなりません。よけいな固定資産がふえてくるために固定資産税がよけいにかつてしまふ。そして固定資産の評価を、このしにより

今度増すなといふことになれば、雪害を受けるものをいろいろ財政的な面で何とかばつてやるどころか、逆にひどい目にあつておるのが積雪地の住民なわけ。そういうことについてあなたの方でいろいろ考へてみられたことがあ

りますか。

○松島説明員 ただいま積雪補正に使つております資料は、御指摘の通りたしか昭和二十四年から二十八年度までの五年間の統計によつておるのでござい

ます。なお積雪支所は、昨年でございまして、廃止になりましたことも聞いております。そこで、私もまた資料を使ひたいと思つて検討をいたしておるのでござい

ますが、この積雪の調査は、従来積雪支所におきまして、全国を組織的に一定の方式でやつておるのではなくて、学校とかそ

ういったところに依頼をいたしまして、その協力のもとに実施をしていて、この中で、観測点が全国均等に散布して

いるといふふうなところになっており

ませんので、従つて二十四年から二十

八年までの統計を使ひます際も、それ

かというのを御存じなんでしょうか。その点はどうですか。

○松島説明員 私も不勉強で、農林省の総合研究所がどういふ実態にあるかまでは承知いたしておりません。

○佐野委員 たとえば寒冷に対する場合は、気象庁があつていろいろな資料が集められておる。あるいはまた北海道大学にも研究を主にやつておられるというより、いろいろなデータがあるわけですがね。だから寒冷補正に對しましてはある程度公正な区分ができておると思うのですが、積雪の場合ですと、ほとんどそういう研究所がないじゃないですか。たとえば国鉄には塩沢にありますが、ほとんどこれでも二、三人でやつておるという状態でしょう。農林省に至つては、これは全然角度が違ふのです。農作物に對するいろいろな対策として研究を少しやつておる。だから積雪が一体どういふ影響を及ぼすのか、どういふ補正係数を持った方がいいのか、こういうことに對する資料にほとんどないじゃないかと思うのです。

〔委員長退席、丹羽（喬）委員長長代理着席〕

だから、異常の場合は別として、平常時におけるそういう点の調査がされてないじゃないか。あるいはまた、同じ雪でも北海道の雪と内地の雪とは違つてくる。粉雪であるという場合、あるいは非常にやわらかい雪、あるいは湿度の度合いというものが非常に大きな影響を及ぼしておると思うのです。この湿度に對するこれらの調査というものは一体できておるのかどうか。とらえておるんですか。その点はどうですか。

○松島説明員 積雪補正の内容をきめ

ます場合には、実態調査等をいたしまして、積雪のために先ほど申し上げましたような経費がどの程度かかるかという実態調査をもとにしてそれぞれ係数をきめたものでございます。もちろん先ほど御指摘のございましたように、その係数をきめましてから数年間を経過いたしておりますので、その後地方行政の内容も変わつてきております。従いまして、今日において数年前にきめたものがそのまま実態に當てはまるかどうかの問題もいろいろ議論のあるところでございますので、この際、実態をもう一度調査し直しまして適正なものにいたしたいと考えて、ただいま検討いたしておる最中でございます。

○佐野委員 大臣にもやはり検討していただきたいと思いますが、そういう研究機関というものもないのです。大体湿度がどうだろか。同じ雨にしても、雨量だけを調べますと、たとえば宮崎県あたりが雨量にして一、二位に入つておる、あるいは北陸地帯におけるある県の雨量というものは日本一だ。しかしながら、それらの湿度度合いというものは全然違つておるわけですから、実はどこに調査のものを置くか、そういうことはどこでやるのか、そういうことを気象庁に聞いてみても、そんなものはやつておりませんと言ふ。農林省もそんなことは私の事務ではありませんが、大学の研究室に聞いても、いや私どもはそういうことはやつておりませんと言ふ。どこにもないわけでしょう。ないのに、そういうような補正係数として総理府の政令によつて定められておる。ですから、これはわからぬでしょう。実は私がこの

間質問のときにお伺したのは、交付税に對して異議の申し立て、あるいは公開の聴聞会をやつておられるかと言つたら、全然やつておられないと言ふ。みんな満足しておるから異議の申し立てもないし、それからまた聴聞会も開く規定はあるのだけれども、救済制度をちつとも活用されてない。こういうことは非常にうまくいつておるから、なるほど公正かつまた妥当な資料に基づいて割当を決定しておられる、だから異議の申し立てがないという工合にすけれども、実際にはわからないのじゃないですか。こういう補正係数というものは全部総理府の政令によつてやられてしまつておる。おそれる地方自治体の当局者でさえも、おそれるところは一体どういふ補正係数になつておるかすらも算定できないのが実情じゃないか、こう感ずるわけですが、交付税の場合にはおそれるわけではなくて、思ふのです。ですからわからなくなつておる。わからないから異議の申し立てのしようもない。ともかくおかし

い。一体何を基準にして財政需要額がきめられ、それに対するところの測定単位の数値なりあるいは補正係数——こういう重大な点は全部総理府の政令でやられてしまつておる。ですから住民もわからない。おそれる地方自治体へ参加しておる公務員自体がわからなくなつてしまつておる。これでは異議の申し立てもできなければ、聴聞会を開いてくれといつたつてわからないというが実情じゃないかと思ふ。ですから、もう少し住民にわかるように、財政当局だけがわかるのじゃなくて、住

民もなるほどこうだ、こういうことによつて自分の町は、村は一体どうなつておるか、どういふところが間違つておるかとか、あるいはまた本来の地方自治に基づく計画的な財政の運営をやつてもらわなければならない、こういう判断の資料なるものがほとんど政令によつて隠されておる。それではその政令の内容を、積雪の場合をもう少し突つ込んでお聞きいたしますと、いや実はこれから調査するのだという工合に言われる。二十四年から二十八年に、一人か二人、女の人を入れて三人くらいしかいない総合研究所が農作物のためにとつたばく然たる統計を持つてきて、それを補正係数として使つておられる。国鉄その他もばらばらである。あるいは大学の研究機関と政府機関との何らの連絡もはかつておられないで毎年繰り返しておる。根拠はとないから、実はこのままやつておつたので、今度は異常災害にぶつかつて、衆議院の連合審査委員会においてさくとなつたから、これから調査するのだというのでは、ほんとに困ると思ふのですが、大臣どうですか、交付税というものが住民にもわかるように、町や村のあり方が一体どうなつておるか、こういうことが的確に把握できるために、もう少しあつた政令やそれらを整理されて、法律の中においてはつきりさせるとか、住民がもう少し理解できるような形にしなければ、こういう問題はすいぶんあるだろうと思ふのですが、こういう点に對して大臣としてはどうお考えになっておりますか。

○安井国務大臣 この単位基準を測定いたしますデータにつきましては、できる得る限りこまかくまた正確を期していきたいというところは心がけておるわけでございますが、今お話しのように、なかなかその個々の件名につきまして、必ずしも十分なものがあつてないかもしれない。そういう点につきましては、さらにそういうデータの補強をやりたいと思ひますが、ものによつて、現在、今御指摘のように、どこで材料を調べていいか、ほんとに満足のいくものはないか、ほんともいふことは言えないのでありまして、ただしか、それならもう一般の件名というか、名前に入れて、そういう項目をむしろなくした方がいいじゃないか、全体的に把握した方がより客観的であるじゃないかというふうな御議論もあるいは出るかもしれないと思ひますが、そこらはかねあわせまして、できるだけ取り上げるべき材料については、今後さらに具体的なものを十分取り上げるように努力をしていくというふうにいたしたいと思ひます。

○安宅委員 そういふことだからいろんな問題が出てくる。先ほど基本的な問題として大臣にお伺いしたときには、そんなことはないはずだといふけれども、こんな小さなやつで、どだい何によつて調べたらいいか、とんと見当がつかないような積雪補正の問題が出てくる。これは一つの実例です。従つて、特にそういう地域においては、結局交付税が足りない、何とかしなければならぬ、何とかしなければならぬ。結局

陳情政治とか、そういうことになるようなことがたくさん出て参ります。そういう陳情とかなんかで、自治省に交渉するために、いろいろと私調べておるのですが、莫大な経費が交際費の中から――奥野さんが今いないから言っても仕方がありませんけれども、そういうところに道路ができれば、受益者が非常にもうかるのだから、その諸君に負担させてもいいじゃないかというよりなひどい発言が出たりする。そういうことをやっておるのですから、期成同盟とか何かを作つて、そうして東

をやっているのです。その中には、私の調べでは、アメリカ大使館向かいの「きくみ」だとか、赤坂の「奈の井」だとか、九段の「よし住」だとか、赤坂の菊亭別館だとか、いろいろなところが出てくるわけです。これは行政局長なぜきより来ないのかな——来ていますか。あなたはうしろの方に引込んでいてわからなかったけれども、知っているのですか。こういう問題が起きているのです。この寒川江市では助役と財政課長がこの間首になっちゃったのですよ。そういう事件を知っていますか。

京に乗り込んでくる。そうすると、何とか献金を買うために、いろんなことが行なわれたりする。その金というものは、私は数億に上っておるのじゃないかと思うのです。こんなむだな政治をしておいて、そうして地方財政のない次第でございます。

○安宅委員　これは、ぜひこういうこと

思わないわけですよ。あなたの方では、しからばそういう点はどう思っているかというのを具体的に伺いますけれども、私どもの地方の山形新聞の去年の十二月六日、それからその他二三出ているのですが、寒河江市という市があります。この市では二級国道の鶴岡、山形の路線であります。それを早く実現してもらうための期成同盟を作って、五、六カ市町村が分担金を出し合せて、そしてそれを山形県に寄付して陳情費みたいなものに充てる。そのほかに各市町村が自治省に乗り込んでいく、こういう方針を立ててやった。県がその寄付を期成同盟からもらっているのですよ。そのほかに各市町村が出てくるのです。寒河江市では、出てきたのはいいけれども、なかなかうまくいかないの、いろいろなこと

とで証人になってもらいたいと言ったら、こわくなっちゃって、言わないというから、私の発言が責任のない発言だなんと言われるといけませんので、あまり深くは突つ込みません。突つ込むと、行政局長の部下の名前も出てくるのです。これはほんとうの話、大へんなことですよ。もしなんでしたら詳しく申し上げてもいいのですが、そういうことが事実かどうかということ、私自身も調べてみたのですが、料亭のおかみさんの言うには、ある政党の政審の諸君の一部、それからあなたたちのところのお役人さんなどがときどき出入りをするし、その中の一人なんかは、これは寒河江市につけておけなさんというよりな程度で、みな寒河江にきたものだから、助役と財政課長が始末がつかなくなっちゃったという事件

がこの首の原因なんです。これは、そういうことをしなければ交付金ももらえない、補助ももらえないというようない観念を植えつけておる、そういう状態にあるのが現在の状態である。従つて私が最初に言つた、地方交付税法の改正をやってみても、その改正自身が地方財政の独立性、その健全性というものを応援してゐる立場にはないということを私は言つておるのであります。

こゝいうことを、今後私も証人が出るような調査をいたしますが、もし出た場合には、行政局長はどういう処置をとられますか。

に何らかの具体的な例が出てくるという
ことになりました場合におきましては、
その時点で立ちまして私といたしまし
ても判断をいたしたいと考えておる
次第でございます。

○安宅委員　その問題は、私にはそう
いう詳しい話をしてくれたのでありま
すが、表に出してもらいたくないとい
うことを条件にしておるので、遺憾な
がらここで言えないのです。それはま
あいいですよ。ただ、そういう部下がど
うのころのというよりも、上正しから
ざるときにはそういうのが起こるので
すから、これは考えてもうわなければ

円の計算だが、教職員の場合には、相
變わらず宿直が二百十円、日直が二百
六十円になっておる。こういうことを
基礎にして配分をしておるのでありま
すが、このときには、文部省の内藤さん
が上げたいと言っておるのに、あなた
の方では上げる意思がなくて、そのま
まこの表に出してきておる。これはど
ういう意味ですか、上げる気があるの
ですか、ないのですか、それを伺つて
おく。

○松島説明員 教職員の宿日直手当に
つきましてはいろいろ御議論のあると
ころでございますが、私どもの方とい

○藤井(貞)政府委員　今のお話では、私の部下に具体的にそれに該当しておる者があるというよりなお話でございますが、その点私も確信がございません。

ならぬ。つまり、そういう陳情政治をなくしたいとかなんとか言つても、現在こういうにらみがきいている交付税があり、あるいは起債を願うにもいろいろ

たしましては、御承知の通り二分の一
 国庫負担の制度になっておりますの
 で、国庫負担の単価に合わせて計上を
 いたしておる次第でございます。

せんから、なお調べてみたいと思います。なおこの国道の關係その他について、なぜ私の方の部下が關係をしなればならなかったのか、これらの点に

いろあなたの方の顔色をうかがわなければならぬような程度しかこの地方交付税というものの制度が確立してない場合には、幾ら陳情をするなどといつ

○安宅委員　そういう点は労働基準の問題からいっても、当然三百六十円にしなければ法律に違反をするとお考えになっておりませんか。

ついてもさだかでない点もござい
ます。一般的に申しまして、陳情政治自
体の弊害ということは非常に著しいも
のがございまして、私たち自身といた

たつて、これはなくありません。そういう点を明確に改めていくように、一つ私強く要望じゃなくて要求をしておきたいと思つたのです。

○松島説明員 労働基準の關係は、私
詳しいことを存じておりませんが、従
来もこういう方針をやつております
し、また今後は、従来省直が二百円で

しましても、なるべく陳情がなくて、公正妥当な行政が行なわれていく、そういう線に持っていかなければならぬと思ふのであります。これは判度面から

それでまた、別の点に一つ入りたい
と思うのですが、三月二日の委員会
で、文部省の内藤初中局長が出席をし

あつたものを二百十円に、日直の二百五十円を二百六十円と、わずかでございしますが、十円ずつそれぞれ引き上げ

と思ふのであります。これに制度面から考えなければならぬ事柄でもございまするし、また政府各省の役人の心がまえ、あるいは地方団体自体の心がま

た陽に、この山の山口委員長から、教職員の宿日直手当をなぞ警察官や一般地方公務員並みにできないのかと、地方財政計画の面で強くこの点を追及をし

積算になっておりますので差しつかえないのではないかとというふうに考えております。

えといふような点も鑑習してくだと思
うのであります。それらの点につきま
しては、あわせてやはり是正の措置を
講じなければならぬと思います。今

たのでありますが、私の意見は正しいのだから何とか上げたいと考えておるということを内藤さんが発言をしておるのであります。ところが、この地方交

○安宅委員　そうすると、労働基準法には違反してもかまわないけれども、国庫負担に合わせてやる分には差しつかえない、こういう見解だというふうに

具体的な事件について私もよく調べてみたいと思います。調べた結果、そこ

付税の表を見ても、一般地方公務員は三百六十円、警察官も三百六十

了解していいですか。

○松島説明員 私の申し上げましたの

は、労働基準法に違反してしまわないと申し上げたものではございません。労働基準法上の取り扱いはどうなるか、勉強をいたしておりませぬのでわかりませんが、単価の積算はそういうことでいたしておるということを申し上げたわけでありませぬ。

○安宅委員 じゃ労働基準法の本文並びにこれによる利益、そういうものに反するということがあるたまたまわからないうことがあった場合には直す、こういうふうな場合に直すの発言から承つてよろしくございませぬか。

○松島説明員 労働基準法に違反してないといふことは考えておりますが、その点は法律をよく存じておられますので、なお検討いたしたいと思ひます。なおこの問題は、先ほど申し上げましたように、二分の一の国庫負担という建前になっておりますので、文部省におかれましては、地方財政計画の方において、もそれに対応して上げて参りたいと考えております。

○安宅委員 それは文部省がどれくらい負担するかということになるわけですが、そうすると義務教育費やなんかはどつちみち全額国庫負担しなければならぬのです。だから、文部省で足りないようにしたならば、あなたの方は全部足りない分を補てんする、こつちの方はよりよい負担するのはいやだから文部省もつとよけい出せとか、そういう話になって、この基準に合ったような金を全額国庫負担したような格好になるようにするのが、あなたの任務じゃありませんか。

○松島説明員 その点につきましては

両方相持つてなすべきものと考えますので、文部省とも十分協議をいたしまして、来年度予算要求の際には是正をすべき方向に向かつて努力いたします。

○安宅委員 内藤さんは、これは基準法上よりせざるを得ないのだ、何とかそれに近づけるべく努力をしたいのだ、こう言っている。労働基準法という法律は最低の基準になっておるのですから、だから、文部省では、金がないからこれだけだ、そうしたら自治省で当然かばつてくれなければならぬのじゃないかと言わなければかりのお話ですが、あなたの方に聞けば、それは逆の話で、両方相持つてという話ですが、もし違反してゐるということがわかれば、これは両方相持つて一般地方公務員並みにするという約束をあなたとはできますか。

○松島説明員 文部省とも十分連絡をとりまして、努力をいたしたいと思つております。

○安宅委員 違反をしてゐるというところがはっきりしたならば、どうするのです。

○松島説明員 今、私詳しく法律を存じておりませぬので、違反してゐるとかしてないとかいうことを前提として、直ちに御答えをいたしかねるというのを御了承いただきたいと思ひます。

○安宅委員 わからなくせにおかしいじゃないか。わからぬなら、もし違反してゐるということがわかつたら、それに直しますと言ふのがあたりまえの話で、仮定の問題だから答えられないという答弁では話にならぬじゃないですか。どうなんですか。

○松島説明員 わからぬことをわかつたようなことでお答えいたすのはどうかと思ひますので、検討いたした上で御答えすることにいたします。

○安宅委員 とにかく違反してゐるのです。どこの国が知らないけれども、労働基準法の最低線を守らないということをやつて、担当課長はそういう基準を含む労働基準法を知らないとは、よく恥ずかしくも言えるものだと思ひますが、まあ仕方ありません。それでこれは今後は具体的にしようとしてあげますから、あなたの方では来年度なんて言わないで、またあとで直すときにこれをぜひとも直していただきたいと思ひます。特に新市町村の場合などは、地方公務員法も労働基準法もほとんど守られていない。たとえば三十五年四月一日の市町村職員の給与制度の合理化についてという通達をあなたの方では出してゐるのではありません。もちろんその通達自体が、制度などにだけかこつてピンぼけであつたということにも原因してゐるのではありませんが、あまり効果があつていないのではないかと。私は新市町村建設促進法の一部改正の法律の審議のときに、詳細にわたつて反省を促したつもりでありませぬが、若干その法律と関係がありますから、当面この三十五年四月一日に出した自丙公発第九号ですか、この出した以降の状況について、そのとき問題になつた、給与が低い、あるいは最低の労働基準に合わない劣悪な労働条件になつてゐる、こういう諸点を改善の措置が講ぜられておるかどうかということについて、御見解を承りたいと思ひます。

○藤井(真)政府委員 昨年、なかなか

く新市町村の職員の給与というものが、実態調査の結果を待つまでもなく、非常に劣悪であるということは御指摘の通りであつたのであります。そういうことで、私たちがいたしまして、地方公務員法の建前自体が、一般の地方公務員の給与水準というものは国の例に準じて措置されなければならぬというところになつております。そういうような考え方から、いろいろ事情はございませぬ。また原因もあるわけではございます。また原因もあるわけではございます。これはやはり職員の士気の上から申しまして、公務の公正な執行、円滑な処理という点から申しまして、どうしてもやらなければならぬということ、昨年に至りまして、系統的な通達を発した次第でございませぬ。その後、機会のあるごとにこの通達の趣旨というものを明らかにいたしまして、なかなかすぐ果を通過してその指導の徹底を期するように努力をいたしておるのではありません。従来の沿革、諸事情もございまして、はつきり申し上げますれば、そう非常に目立つたところはまだ出てきておりませぬけれども、全体といたしまして、これではいけないんだというふうな風潮が出て参つたことは事実でございます。今までも初任給の基準もきめておらない、あるいは昇給の基準もきめておらないというところにつきましても、制度はやはりこのまゝではいけない、改正をして整備をしながらやらねといふような空気が漸次高まつてきておるのであります。先般の給与改定の結果等については、現在全般的な集計を取りまとめ中でござい

ますけれども、大体において通達の趣

旨に従ひまして、全国的にその機運が高まつてきておるのではないかと、ふりに私たちが見ておるのであります。しかし、具体的にいふとおかれわれが当初予期したとおりになりました。ことになつておらない向きもまだあると思ひますので、こゝろのうちにつきまして、今後機会のあることにできるだけ通達の線に沿つて事態の改善がはかられますように今後ともさらにかよひて参りたいと思ひます。

○安宅委員 それではどういふ機運が盛り上つてゐるのか、明らかにしてもらいたいのであります。この職員の初任給の是正、これは三十四年の人事院勧告だと思ひますが、四月一日実施の団体数、それから実施時期を延ばしたか延ばさなかつたか、延ばしたところの団体数、未実施の団体数。それからその後行なわれた三十五年の職員の団体数、未実施の団体数。それから四月一日の団体数と、実施を延期した団体数と未実施の団体数。それから三十五年十月の職員の給与改定について、十月一日から実施した団体数と実施を延期した団体数、未実施の団体数。こゝろの点を明らかにしてもらいたいと思ひますが、大体いろいろ自治省の係の人などに聞いてみますと、最初のものは九〇%くらいはついておる、それから中だるみは五〇%程度だ、こゝろのうらなことを言つておるのでございませぬが、まだそういう状態だとすれば、これはゆゆしい問題でありまして、このやり方についても、あなたの方ではどういふような行政財政上の御指導をやつておられるでしょうか、それをお聞きしたい。

○藤井(真)政府委員 行政上の指導は、法律案ができました際、あるいは今回の改定の場合は年末に差し迫っておったものでございますから、あらかじめ法律案の趣旨を説明いたしまして、その実施準備を遺憾のないようにするということで指導をして参っておりますのであります。なお、財政上の措置といたしましては、財政計画にその点の盛り込みをやっておりますことは御承知の通りでございます。

先刻御指摘のありました資料につきましては、大体集まつておるものもございまして、なお早急に整備をいたしまして、できるだけ早い機会に本委員会に提出をいたしたいと考えております。

○安宅委員 第一番目には、大体いつごろまでに提出できるかという御質問を申し上げます。時間がありませんが、いろいろ聞いてみますと、勧告を大幅に期限をずらして、実施時期を、悪い言葉で言えばサボっている。こういうところはあなたの方では案外黙っておられて、これは地方自治体の実態だからしょうがない、こういうようなことで黙認のような格好で、また逆にそうしておきながら、職員が地方自治体と交渉できないものを、これは基準よりも高いじゃないかとかなんとか小理屈をつけて押えているじゃありませんか。そしていろいろ実態を調べてみますと、新市町村の中では、特に初任給が八千五百円になっておるところでも、それ以下のところがたくさんあるわけですね。あわせてそういう団体数もあなたの方から資料として出してもらいたい。とともに、そういうことを押えてきたり、実施を延期したところを

黙っているという考え方で、そのままになっておるか、それがなかったかどうかを具体的にあなたから聞きたい。

○藤井(真)政府委員 資料につきましては、できるだけ早く整備いたしますが、来週中くらいには提出ができると思います。

なお給与改定につきましては、私たち一般方針といたしましては、国の措置が講ぜられますならば、これに準じて地方の公務員についても同様の措置を講ずるといのが基本方針でございます。従いまして、給与改定がおいでしているというふうなところにつきましても、いろいろ事情もございまして、けれども、そういう点については個々具体的に県を通じてさらに指導の徹底を期したい、かように考えております。

○安宅委員 やつてないじゃないか。たとえば三重県の問題はこの間大へん問題になりましたけれども、それで毎年々々こういふふうに給与改定があるというのを理由にして、定期昇格させやつていないところが相当あるというところをあなたの方では御存じなのではしょう。そしてそういうものを実態として、その上に実績主義で交付税を配分、こういふふうにくののですから、これは改正案のうたい文句に比して、逆に地方行政の水準というものはだんだん落ちて、そして人件費をどうするかというところが頭上つてきているから、独立性がますますなくなつて、上げればあなたの方からやられるし、下げないことは黙っておるから、その点を非常に事大主義的に考えてしまつて、そういう独立性とかいふものはだんだん狭められていき、地方行政

の水準は落ちて、地方住民へのサービスが落ちてくる実態であると思ひますが、どうですか。

○藤井(真)政府委員 財政計画並びに地方交付税の關係では、給与については国の例に準じて、それぞれ給与改定等がございすれば、それに平均率をかけて、それぞれ措置をいたしているのではありません。実績に応じて交付税の配分をするというふうな方針はとっておりません。従いまして、われわれの見方といたしましては、市町村等につきましても、財政措置といたしましては、国並みの措置は講じてあるということでございます。ただそれは言ひましても、それぞれの市町村の実情に依りまして、なかなかその線までいきがたいというふうなところが従来多かったことは事実でございます。しかし、それはやはりあるべき姿でもございせん。少なくとも地方公務員については、国の措置がとられるれば、それに準じた措置がとられるということが基本原則でございまして、そういうことで先ほどの方針に即応するような方針を今までとつてきております。事実これはやつております。しかも、昨年の通牒を出しまして以来は、この線が盛り上がつてきておることは事実でございまして、さらに今後もその線は押し進めたい、かように考えておりますけれども、なお御指摘にございましたように、個々の町村に当たつてみますと、まだ初任給について十分の確保措置が講ぜられておらない、あるいは昇給等につきましても十分の基準が設定しておられないというふうなことも絶無とは申し上げません。そういうものにつきましては、個々の事態が確保されま

すならば、県を通じて十分に指導の徹底を期して参りたい、かように考えております。

○安宅委員 それではあなたは何かやつた、やつたと言つたのですが、その県なりを通じて八千三百円までいかないような——初任給さえもそうですか、あとは推して知るべしでしょう。

○藤井(真)政府委員 国の方針が決定されたその大方針によつた交付税というものをやるようになっていくんだと言つて。そしてそれだけの給与改訂を一ぺんにやれるような、そういうところの金までびしつとあなたの方で計算してやつておるということを今こ

こで言わんとおるものでありますから、それでは具体的に聞きます。○藤井(真)政府委員 それぞれ財政計画に基づきましては、給与の単価というものがございまして、標準団体の問題ではございまして、県は県、あるいは市町村は市町村ということ、それぞれ給与の単価というものがはじき出されております。それを基礎にいたしまして……

○安宅委員 実績においてやつているんじゃないか。

○藤井(真)政府委員 実績ではございせん。従来のいわゆる理論給与というものを基礎にしてやつておるのでありまして、この点は実績において交付税の配分というところはやつておらない。従つて国に準じた給与改訂を行なうとすれば、財政的には行なえる。そういう状況になつておりますことは、これははっきり申し上げて差しつかえないと思ひます。

○安宅委員 そうすると、だんだん問題が發展してくるのでありますが、も

う時間があるまいので保留することとして、この次あたりまたやるつもりであります。類似団体別の市町村の財政指数というものをあなたの方で出して、この間奥野さんあたりは、それに対しては単なる参考にすぎない、こ

う言つておられますが、これらを見て人件費を押えることを一生懸命考へておつて、あなたの方では全部やつたつもりだと言つて。そういうところに大きな混乱が起きて、あなたはそういうふうにおつちやつたつもりでも、財政的には何らの措置がとられていないというのが実情であるということをお聞きしたい。これは、きょうは時間がありま

せんから、私はこの次にぜひお聞きしたいと思つておるんですが、そういうものと関連を、市町村の事務の合理化とか、いろいろな問題で事実上賃金、つまり給与を上げるということができないような仕組みになつておるということをお聞きしたい。それはあなた明確に知つておるのではしょう。

○藤井(真)政府委員 これは先刻申し上げましたように、国のいわゆる財政措置といたしましては、国に準じた措置が地方公務員についてもとれるように配慮をはつきりいたしておるのではありません。

○安宅委員 それではもう時間ですから、その他、そういう類似団体別の市町村財政指数の問題は、あなたがどうしても影響を及ぼしておるのかという問題、こういうことについて交付税の今度は別な角度から、交付税の配

分の仕方が、いわゆる陳情政治をなく
そうとする、あるいは地方自治体の独
立制を阻害しないようにしてある、応
援しておるといふ方向にいつておるの
か、いつていないのか、私はいつてい
ないといふことを具体的に明らかにし
たいと思いますので、きよりの質問は
これくらいで終わっておきます。

○丹羽(審)委員長代理 先ほどの理事
会での申し合わせに従いまして、この
際お諮りいたします。

すなわち、ただいま議題となつてお
ります三法律案のうち、後進地域の開
発に關する公共事業に係る国の負担制
合の特例に關する法律案及び地方財政
法の一部を改正する法律案の両案に關
する質疑はこれにて終局いたしたいと
存じます。これに御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○丹羽(審)委員長代理 御異議なしと
認めます。よつて、右両案に關する質
疑はこれにて終局いたしました。

次会は來たる二十日開会することと
して、本日はこれにて散会いたしま
す。

午後零時四十五分散会

昭和三十六年四月二十四日印刷

昭和三十六年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局